

社会福祉法人大善福祉会
デイサービスなゆた浜北 契約書

様（以下「利用者」といいます。）と社会福祉法人大善福祉会（以下「事業者」といいます。）は、デイサービスなゆた浜北（以下「事業所」といいます。）において、事業者が利用者に対して提供する地域密着型通所介護及び指定第一号通所事業（以下「通所介護」といいます。）について、次のとおり契約します。

（契約の目的）

第1条 この契約は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、事業者が利用者に対し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消や心身の機能を維持し、利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目的とする通所介護について定めます。

（通所介護の内容）

第2条 事業者は、別紙重要事項説明書に定める内容の通所介護を提供します。

- 2 通所介護の提供は、当事業者の生活相談員、看護職員等の通所介護従業者が当たります。
- 3 事業者は、通所介護の提供に当たっては、利用者の要介護（要支援）状態区分に従って、また利用者の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは当該認定審査会の意見に配慮して、利用者に通所介護を提供します。
- 4 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修等必要な措置を講じます。
- 5 事業者は、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じます。

（契約期間）

- 第3条 この契約の期間は、契約締結日から要介護（要支援）認定有効期間の満了日までとします。ただし、利用者の契約時の要介護（要支援）認定有効期間の満了日が、契約期間満了日より前に到来し、要介護（要支援）認定が更新される場合は、更新後の要介護（要支援）認定有効期間の満了日をこの契約期間の満了日とします。
- 2 前項の契約満了日の10日前までに利用者から文書による解約の申し出がないときは、この契約はさらに同一期間同一の内容で更新されます。更新後の契約についても、第1項のただし書きが適用されます。

（通所介護計画）

- 第4条 当事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、地域密着型通所介護計画又は第一号通所サービス計画を作成します。
- 2 管理者は、地域密着型通所介護計画又は第一号通所サービス計画を作成したときは、利用者又はその家族に地域密着型通所介護計画又は第一号通所サービス計画の内容を説明します。
 - 3 地域密着型通所介護計画又は第一号通所サービス計画は、居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿って作成します。

（居宅サービス計画変更の援助）

第5条 事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、利用者の担当の介護支援専門員に連絡するなど必要な援助を行います。

(サービス内容の変更)

第6条 利用者は、いつでもサービスの内容を変更するよう申し出ることができます。事業者は、利用者からのサービス内容の変更の申し出があったときは、この契約の目的に反するなど変更を拒否する理由がない限り、サービスの内容を変更するものとします。

(緊急時等の対応)

第7条 通所介護従業者は、通所介護の提供時に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者の家族及び主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

(秘密保持義務)

第8条 事業者は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する義務を負います。

- 2 事業者は、従業者が退職後、正当な理由がなく在職中知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、その家族の個人情報を用いる場合は当該家族から文書による同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者又はその家族の個人情報を使用できません。

(利用料金)

第9条 事業者は、利用者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、契約者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額(以下、「介護保険給付額」といいます。)の限度において利用者に代わって市町村から支払いを受けます。

- 2 利用者は、別紙「重要事項説明書」に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金(介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額)から介護保険給付費を差し引いた差額分を事業者を支払うものとします。利用者の被保険者証に支払方法の変更の記載(利用者が保険料を滞納しているため、償還払いになる旨の記載)があるとき等は、利用者は、一旦費用の全額を事業者を支払います。
- 3 第2項但し書きにより利用者が費用の全額を事業者を支払った場合、事業者は、利用者にサービス提供証明書を発行します。利用者は、この証明書を後日最寄りの市町村の窓口へ提示すれば、負担割合に応じた自己負担分を除く金額の払い戻しを受けることができます。
- 4 事業者は、利用者の希望により通常の実施地域以外に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用、食材料費、おむつ代等、その他日常生活において通常必要とされる費用の支払いを利用者に請求できます。
- 5 事業者は、通所介護の提供に当たっては、予め利用者及び家族等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ます。

(利用料金の支払方法等)

第10条 利用者は、通所介護の提供の対価として、別紙重要事項説明書に定める利用料金の合計額を、月ごとに支払います。

- 2 事業者は、当月の利用料金の合計額の請求書を、翌月中旬に利用者へ送付します。
- 3 利用者は、当月の利用料金の合計額を、翌月下旬までに支払います。
- 4 事業者は、利用者から利用料金の支払を受けたときは、利用者へ領収証を発行します。

(契約の終了)

第11条 利用者は、10日以上予告期間をおいて文書で事業者へ届け出ることにより、この契約を解約することができます。ただし、次の事由に該当する場合には、利用者は、文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。

- (1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しないとき。
 - (2) 事業者が守秘義務に違反したとき。
 - (3) 事業者が社会通念に逸脱する行為を行ったとき。
 - (4) 事業者が破産したとき。
- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合には、利用者に対し、10日間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、次の事由に該当する場合には、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
- (1) 利用者が事業者を支払うべきサービスの利用料金を3ヶ月以上滞納し、期限を定めて再三催告したにもかかわらず、その期限までにサービス利用料の支払がないとき。
 - (2) 利用者がこの契約を継続し難いほどの背信行為を行ったと認めるとき。
- 3 次の事由に該当する場合、この契約は自動的に終了します。この場合、損害賠償義務は発生しないものとします。
- (1) 利用者が介護保険施設に入院又は入所した場合
 - (2) 利用者の要介護（要支援）認定区分が非該当（自立）と認定された場合
 - (3) 利用者が死亡した場合

（損害賠償）

- 第12条 事業者は、通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2 事業者は、通所介護を提供する上で、この契約の条項に違反し、または事業者の責に帰すべき事由により利用者の生命、身体、財産等に損害を与えた場合には、その損害を速やかに賠償する義務を負います。但し、利用者に故意又は過失が認められ、利用者の心身の状況を勘案して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。
- 3 事業者は、万が一の事故の発生に備えて、損害保険ジャパン株式会社の「しせつの損害補償」に加入しています。

（情報の保存）

- 第13条 事業者は、利用者に対する通所介護の提供に関する書類等を整備し、この契約終了後2年間保存します。

（居宅介護支援事業者等との連携）

- 第14条 事業者は、通所介護の提供に当たり、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- 2 事業者は、通所介護の提供の終了（解約の場合も含みます。）に際しては、利用者又は家族等に対して適切な指導を行うとともに、終了の旨の内容を速やかに居宅介護支援事業者に連絡します。

（苦情処理）

- 第15条 利用者又はその家族は、事業者が提供した通所介護に関する苦情がある場合は、いつでも別紙重要事項説明書に記載されている苦情相談担当窓口で苦情を申立てることができます。事業者は、苦情が申し立てられたときは、迅速かつ適切に対応するとともに、必要な措置を講じます。
- 2 事業者は、利用者又は家族等が苦情申し立てをした場合に、これを理由として利用者に対し、一切の差別待遇をしません。

(裁判管轄)

第 16 条 利用者及び事業者は、この契約に関して止むを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

(その他)

第 17 条 この契約に定めのない事項については、介護保険法その他の関係法令に従い、利用者及び事業者が信義に従い誠実に協議して決定します。

上記の契約の成立を証するため、この契約書 2 通を作成し、利用者及び事業者が記名押印の上、各自その 1 通を所持します。

年 月 日

利用者・契約者 住 所

氏 名 印

代理人 住 所

氏 名 印

事業者 住 所

静岡県浜松市浜名区中瀬 3829-1

名 称

社会福祉法人大善福社会

代表者氏名

理事長 大城 一 印

この契約に定める事業所 住 所

静岡県浜松市浜名区貴布祢 3000

名 称

デイサービスなゆた浜北